

# 高知県離島振興計画

(令和5年度～令和14年度)

令和5年5月

高 知 県

# 目次

|     |                                     |    |
|-----|-------------------------------------|----|
| I   | はじめに                                |    |
| 1   | 策定の趣旨                               | 2  |
| 2   | 離島の振興に関する目標                         | 2  |
| 3   | 計画の期間                               | 2  |
| 4   | 計画の位置付け                             | 2  |
| 5   | 対象地域                                | 2  |
| II  | 地域の概況                               |    |
| 1   | 概要                                  | 3  |
| 2   | 交通                                  | 4  |
| 3   | 産業・交流                               | 4  |
| 4   | 医療                                  | 5  |
| III | 離島の振興の基本的方針                         |    |
| 1   | 基本理念                                | 5  |
| 2   | 基本的方向性                              | 6  |
| IV  | 各分野に関する事項                           |    |
| 1   | 交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化 | 7  |
| 2   | 産業の振興                               | 8  |
| 3   | 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進            | 8  |
| 4   | 生活環境の整備                             | 9  |
| 5   | 医療の確保等                              | 9  |
| 6   | 介護サービスの確保等                          | 10 |
| 7   | 高齢者の福祉その他の福祉の増進                     | 10 |
| 8   | 教育及び文化の振興                           | 11 |
| 9   | 観光の開発                               | 11 |
| 10  | 国内及び国外との交流の促進                       | 12 |
| 11  | 自然環境の保全及び再生                         | 12 |
| 12  | 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策             | 12 |
| 13  | 災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策     | 12 |
| 14  | 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成                 | 13 |
| 15  | その他の離島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項           | 13 |
| 16  | 計画の達成状況の評価                          |    |
| V   | 産業振興促進事項                            |    |
| 1   | 産業の振興を促進する地域                        | 13 |
| 2   | 振興すべき業種                             | 13 |
| 3   | 期間                                  | 14 |
| 4   | 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容              | 14 |
| 5   | 目標                                  | 14 |
| 6   | 評価に関する事項                            | 15 |

# I はじめに

## 1 策定の趣旨

離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）に基づく離島振興対策実施地域は、全国で77地域が指定されており、256の有人離島があります（令和5年1月25日現在）。これらの離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安全な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っています。

高知県では、沖の島地域が離島振興対策実施地域に指定されており、離島振興計画等に基づき離島振興施策を実施し、離島地域の基礎条件の改善等に一定の成果をあげてきました。

一方、厳しい地理的条件等のもと、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である水産業や、観光業の停滞など、当該地域をめぐる現状では依然として厳しい状況にあります。

令和4年11月に公布された新たな法の目的には、新たに、我が国及び国民の利益の保護・増進に重要な役割を担っている離島が、他の地域に比べ厳しい条件下にあることを鑑み、国及び都道府県の責務を明らかにすることや、離島と継続的な関係を有する島外の人材を活用することが盛り込まれています。

こうしたことから、離島地域の振興に向け、地域の住民自身が、地域の将来に展望と「誇り」「自信」を持ちながら、安全・安心な暮らしが持続できるよう、国・県・市が連携し、総合的に取り組んでいきます。

## 2 離島の振興に関する目標

本計画に沿った取組を推進する中で、沖の島地域の島民生活を支えながら、島民が安心して生活できる環境づくりをはじめ、交流人口の拡大や地域の担い手となる移住者の受け入れを推進し、離島人口の社会減少率を可能な限り抑制していくことを目標とする。

## 3 計画の期間

令和5年度から令和14年度（10か年間）

ただし、必要に応じ、内容の見直しを行うこととする。

## 4 計画の位置付け

本計画は、法第4条に基づき、宿毛市の案をもとに、県において作成したものである。

## 5 対象地域

宿毛市沖の島地域（宿毛市沖の島、鵜来島の2島）

## II 地域の概況

### 1 概要

沖の島は、宿毛市片島より海上約2.4kmに位置し、面積は10.02km<sup>2</sup>で、標高404mの妹背山を中心として山が海岸までせまっており、海岸の大部分は断崖絶壁で平坦地は少なくなっています。

鵜来島は、宿毛市片島より海上約2.3kmに位置し、面積は1.31km<sup>2</sup>で、標高252mの龍頭山を中心とした険しい地形の島であり、両島とも高知県西南端の太平洋上に浮かぶ「孤立小型離島」です。

集落は、沖の島に母島、弘瀬、古屋野、久保浦、長浜の5地区が、鵜来島には鵜来島の1地区があります。

気候は南太平洋の特色とされている亜熱帯気候で、1年を通じて温暖で降雪も殆どありません。

人口は、年々減少の一途をたどっており、宿毛市内でも特に過疎化、高齢化が進んでいる地域です。平成2年の国勢調査人口618人（沖の島530人、鵜来島88人）に対して、令和2年の国勢調査人口は142人（沖の島119人、鵜来島23人）となり、平成2年当時の23.0%にまで減少しています。

過疎化とともに人口の高齢化が進み、高知県35.5%宿毛市全体の高齢化率39.6%に対して、沖の島は59.1%、鵜来島は65.2%（両島平均60.6%）となっており、過疎化と高齢化がさらに進行し、人口減少に伴う地域の担い手不足が課題となっています。

特に、鵜来島の過疎化、高齢化が顕著であり、コミュニティ機能など地域力の維持が大きな課題となっています。

沖の島・鵜来島の人口推移

(単位：人)

|     | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 沖の島 | 530  | 400  | 314   | 236   | 194   | 149   | 119  |
| 鵜来島 | 88   | 60   | 53    | 44    | 28    | 23    | 23   |

沖の島・鵜来島の高齢化率推移

(単位：%)

|     | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 沖の島 | 37.1 | 41.5 | 44.9  | 48.3  | 47.4  | 51.0  | 59.1 |
| 鵜来島 | 26.1 | 51.7 | 69.8  | 75.0  | 82.1  | 56.5  | 65.2 |

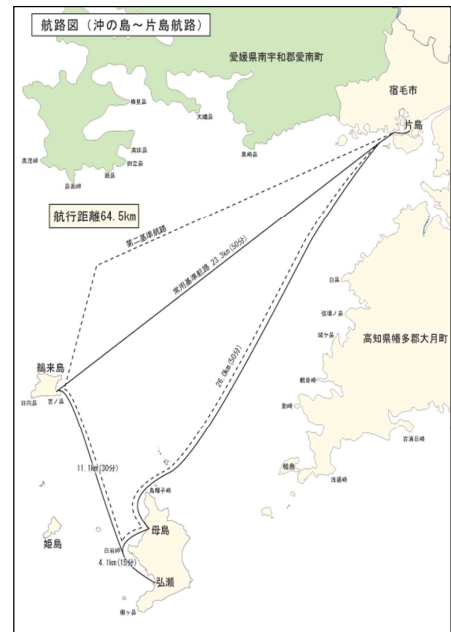
資料：人口・高齢化率ともに国勢調査

## 2 交通

島外との交通手段は、宿毛市営定期船「沖の島・鵜来島～片島航路」が1日2往復運航しています。島外との唯一の公共交通手段ですが、台風時や季節風が強い冬季には荒天により欠航することも少なくありません。

島内の交通については、スクールバス（普通自動車、定員5人）が一般乗客との混乗で運行を行っていますが、観光客等の需要を満たすまでには至らず、島内での移手段が課題となっています。

市道については、狭隘な道路や石段が多く、ガードレールや手すりの老朽化が進んでおり、改修が必要となっています。県道「沖ノ島循環線」については、地図混乱地域のため用地買収の目途がつかず未整備区間が残っています。



## 3 産業・交流

沖の島、鵜来島においては、これまでの基幹産業であった第1次産業（漁業）の就業者数が、高齢化・担い手不足などの理由により減少の一途をたどっており、産業別就業者数は第3次産業の占める割合が高くなっています。

本地域は、足摺宇和海国立公園に位置し、日本でも有数の磯釣りやダイビングポイントでもあることから、渡船業やダイビング業など海洋レジャー産業が盛んになっています。

磯釣り目的の観光客は晩秋から早春にかけて多い傾向であり、その他の観光客や帰省客は、海洋性の観光地であることから夏季に集中していますが、島民の人口減少に伴い、交流人口全体としては年々減少傾向にあります。

各種産業の経営形態については、ほとんどが個人経営の形態となっています。

|     |       | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|-----|-------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 沖の島 | 第1次産業 | 61   | 37    | 9     | 4     | 4     | 6    |
|     | 第2次産業 | 33   | 21    | 9     | 5     | 5     | 2    |
|     | 第3次産業 | 95   | 85    | 76    | 53    | 53    | 43   |
| 鵜来島 | 第1次産業 | 18   | 16    | 6     | 6     | 4     | 2    |
|     | 第2次産業 | 0    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0    |
|     | 第3次産業 | 8    | 4     | 3     | 1     | 2     | 4    |

資料：R2 国勢調査

## 4 医療

沖の島には宿毛市直営の「沖の島へき地診療所」が設置されておりますが、平成26年度より非常勤医師による体制としており、へき地医療拠点病院等からの医師の派遣により診療を実施しています。また、鶴来島は無医地区であり、本土から月1回の無医地区巡回診療を実施しています。

歯科診療については、沖の島では、民間の診療所による不定期の診療が実施されており、鶴来島においては、年2回程度の派遣診療事業を実施しています。

急患発生時においては、渡船業者のチャーター船で、患者を本土まで搬送し救急車に引き継ぐ対応や、状況に応じてドクターヘリ等による搬送を行っています。

## Ⅲ 離島の振興の基本的方針

### 1 基本理念

沖の島、鶴来島は、高知県唯一の離島振興対策実施地域に指定されている地域です。

現在、歯止めがかからない人口減少に起因する、担い手の高齢化および承継者の不足等により、島内産業の衰退や水産業の低迷などでの雇用の場の縮小や、過疎化・高齢化による地域コミュニティ機能の継続が危ぶまれています。

他方、沖の島・鶴来島の今なお大切に残されているコバルトブルーに輝く海など、豊かな手つかずの自然、歴史、文化は、訪れる人々だけでなく、そこに住む人にも「いやし」を与えてくれます。

近年、「もの」から「こころ」の豊かさが重視され、人々は真の豊かさと、安らぎを求めており、沖の島・鶴来島の多くの地域資源は「いやしの空間」として大きな可能性を持っています。そうしたことから、今後、SDGsの目標としても掲げられる「住み続けられるまちづくり」に重点を置き、安全・安心で快適に住み続けられる「しまづくり」を目指します。

また、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、荒天時等の避難港としての国家的役割など、離島の担う多面的な役割は、地域に人が住み、生活の営みが続くことによりその機能が十分に発揮できるものと考えます。

本県では、「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「高知県産業振興計画」、「日本一の健康長寿県構想」等の基本政策とも連動させながら、離島を含む中山間対策を【「くらし」を支える】【「活力」を生む】【「しごと」を生み出す】の3つの柱で進めており、地域住民が支えあい、暮らし続けることができる持続可能な地域を目指しています。

人口減少に歯止めがかからない状況の中、この魅力ある島に島民がいつまでも住み続けることができる施策を、地域の特性や実情に応じて進めていく必要があります。

## 2 基本的方向性

### (1) 健康に暮らしていける地域

健康で安心して暮らしていくためには、医療体制や保健サービスの充実、また、高齢者を地域全体で支えあうシステムの構築が重要となります。今後も、医師確保の取組を進めながら、遠隔地診療体制や救急医療体制の充実にも併せて取り組んでいく必要があります。

また、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携し、乳幼児から高齢者までの健康づくりや、予防・福祉の向上の観点からの取組を推進していきます。

### (2) 生きがいを持って楽しく暮らしていける地域

楽しく生きがいのある暮らしづくりを推進し、地域での交流を促進するため、地域住民等による健康増進や地域活性化グループなどの多様な担い手による地域活動を推進するとともに、「あったかふれあいセンター」の機能強化等を行い、地域福祉の拠点として見守り体制の強化等地域の支え合いの意図的な再構築を図ります。

また、交流人口・関係人口の増加・拡大については、経済面のみならず、過疎化が深刻となっている地域コミュニティの維持、人と人の触れ合いを通じた住民意識の向上や高齢者の生きがいの創出、集落活動の担い手の増加等、その効果は多岐に渡ることからもその取組を推進していきます。

### (3) 一定の収入を確保できる地域

島内事業者の経営安定や担い手の育成・確保をはじめとする各種施策の取組を支援します。また、恵まれた資源を活かした水産業や特産品開発の推進をはじめとする島内産業の振興、就業者が所得を確保する仕組みづくりや、まだ収益につながっていない小さな取組の育成支援などにより、自立的発展の推進を図ります。

また、海洋レジャー産業の振興と地域の観光資源や地場産業との連携を活かした滞在交流型観光メニューを創出しながら、魅力ある観光振興を図ります。

### (4) 安心・安全に暮らしていける地域

避難・防災拠点漁港としての役割を担う「沖の島漁港」の安全性や防災機能を高めるための整備を進めるとともに、必要に応じて、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策事業等を推進します。

また、島民に防災・防犯に関する適切な情報を提供し、防災等に対する意識の向上を図るとともに、見守りや助け合いのネットワーク構築による地域の絆の仕組みづくりを支援します。

### (5) 快適に暮らしていける地域

健康で快適な生活環境の確保のための基盤整備や、し尿や廃棄物処理対策が課題となっています。生活用水・日用品の確保、交通、生活道路など基本的な生活基盤整備の推進に努めます。

## IV 各分野に関する事項

### 1 交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化

#### (1) 交通通信体系の整備

##### ①海上交通

沖の島・鵜来島と本土間を結ぶ「沖の島～片島航路」のみであり、定期航路として宿毛市営定期船が1日2便運航されています。これまでも、離島の住民の生活の安定及び離島の振興に必要な不可欠な唯一の交通機関である離島航路を確保するため、新船の建造や漁港・港湾の整備など利用者の利便と日常生活の基盤を確保する施策を図ってきたところです。

引き続き、必要に応じて港湾・漁港の整備を行い、定期船の入出港・接岸時の安全性向上を図るとともに、航路の安定経営並びに安全運航に対し、今後も必要な支援に努めます。

##### ②島内交通

沖の島ではスクールバスを兼ねたコミュニティバスの運行により、住民、観光客等の移動手段の確保が行われています。島内、島外の交通ネットワークのあり方を考慮しながら、今後も、観光客や住民の利便性の向上や新たな移動手段の確保のための取組を支援します。

島内道路については、県道沖ノ島循環線が集落と集落をつなぐ重要な生活路線であるとともに、観光やレジャー等の産業の振興及び防災の面からも重要な役割を担っており、弘瀬地区から玉柄地区へ至る未着手区間3kmの開通を目指して、整備の障害となっている用地地図混乱地域の解消に向け、宿毛市と協同して長期的に対応する必要があります。当面は既存施設の維持や防災へ重点を置いた整備に取り組みます。

##### ③通信体系

現在、本土においては国庫補助金を活用し光ファイバーが敷設され、超高速インターネット環境が整備されていますが、沖の島・鵜来島においては、本土と離島を繋ぐ海底光ケーブル等の整備が困難である為、民間事業者が提供するLTE回線を利用した通信サービスが利用可能となっています。

しかしながら5G等の新たな情報通信技術を安定的に活用するためには、光ファイバーの整備が必要不可欠となりますので、整備費や維持管理費に対する支援制度のより一層の拡充を国に求めるなど、整備の実現に向け取り組みます。

#### (2) 人の往来等に要する費用の低廉化

人の往来、物資等の流通については、医療や物販など島内で完結できない課題も多くあり、島民の本土との往来は不可欠なものとなっています。このため、輸送コストは、島内での生活コスト高の要因となっており、産業面においても大きな影響を与えるため、運賃等の助成や物流の輸送コストの低廉化を図るための取組を支援していきます。



## 2 産業の振興

「高知県産業振興計画」を中心として、規模や熟度等に応じた多様な支援により離島の産業の振興を推進します。

### (1) 水産業の振興

沖の島周辺海域は、黒潮が流入していることで好漁場を形成しているものの、高齢化や担い手不足などによる漁業従事者の減少に加え、魚価の低迷、燃油価格の高騰、さらに漁獲物の輸送や生産資材の調達などにおいて不利な条件であることにより、安定的な水産業の維持が厳しい状況におかれています。

離島漁業の維持が困難となれば、地域の豊富な漁業資源の活用が図られなくなり、水産物の安定供給に支障が生じるばかりでなく、避難港であることや、環境保全など水産業・漁村の持つ多面的機能がもたらす数々の利益が低下することも懸念されます。

漁業者の所得向上や活力と魅力ある漁村づくりを図るため、離島の漁業集落が行う地域資源を活かした水産加工を中心とした特産品開発の推進、体験型観光との連携、島内住民や観光客による地場消費の拡大や、漁村の生産力の向上を図ります。

また、出荷等における運送コストについても、漁家の安定経営において課題であることから、島内外の流通体制の検討や、離島の条件不利性の解消を図るなど、漁業集落活動への支援を通じて離島漁業の再生に努めます。

沖の島周辺海域は、好漁場であるため、島民はもとより県内外の多くの漁船が操業を行っており、「沖の島漁港」は、漁業の前線基地や荒天時の避難基地として役割を担っています。このため、今後においても、漁業の前線基地及び漁船の避難基地としての機能の確保のため、関係機関と調整を行いながら、必要に応じて安全性を高めるための整備を進め、離島の水産業・漁村が発揮する多面的機能の維持・増進に努めます。

### (2) 地域資源等の活用による産業振興等

沖の島・鶴来島の恵まれた地域資源を活かした磯釣りやダイビングなどの海洋レジャー産業の振興についても、関係機関と連携して取組の推進を図ります。

農産物については、ほとんどが自家消費用となっていますが、観光業との連携や、地域の特性に合わせた独自の商品開発などによる小さなビジネスの創出など、農産物に限らず、島内の地域資源を活用した収益につながる取組を支援します。

### (3) 鳥獣被害対策

イノシシ等による農産物への被害が依然として発生しており、捕獲・防除が重要な課題であることから、今後も、狩猟免許取得や、防護柵設置等への助成を行うとともに、実効性のある有害鳥獣対策を進めていきます。

## 3 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進

雇用情勢が厳しい離島地域における雇用創造、産業振興等の取組等を推進し、雇用機会の確保に努めます。

また、離島の持つ地理的な特性から発生する輸送コスト高など、産業振興を妨げる要因に対しては、国の事業の導入などによりその低減を図ります。

さらに、離島での就業を促進するため、本土を拠点としている海洋レジャー産業との連携による島内産業の振興や、恵まれた地域資源を活かした新たな商品開発の取組、外商力の向

上や販路拡大に向けた支援を行うとともに、高齢者を含めた就業者の人材育成も支援し、島内産業の振興と産業おこしを推進し、就業機会の創出を目指します。

#### 4 生活環境の整備

沖の島・鶴来島地域における生活環境の整備については離島ならではの課題があります。

島内には、ごみ処理施設及びし尿処理施設が無いことから、島内の一般廃棄物については乾燥処理後に市営定期船で運搬し、し尿処理については宿毛市がバキュームカーを沖の島・鶴来島に運搬して収集し、本土において処理が行われています。

今後も資源ごみのリサイクル促進などによるごみの減量化や、合併処理浄化槽の普及推進など、島民と連携しながら衛生環境の整備に努めます。

生活用水については、簡易水道、飲料水供給施設整備支援の実施により安定して供給されており、今後も安定供給の維持・確保とともに、災害時対応の充実や老朽化した施設等の整備・更新の支援に努めます。

また、沖の島・鶴来島地域においても空き家が増加しており、地域の担い手確保をはじめとする移住定住施策を推進していくためにも空き家の利活用を積極的に進めていきたいと考えていますが、所有者が使用見通しを立てにくいことや、相続承継がなされていないなど、使用について所有者の承諾を得ることが困難な事案も多く見受けられます。

地域振興に資する定住促進のためにも、住宅の確保は必要不可欠となります。移住定住を希望する UI ターン者のため、相談窓口や空き家バンクによる相談体制を整え、空き家の改修に要する経費に対し補助を行うなど、空き家の有効活用に努めます。

#### 5 医療の確保等

「日本一の健康長寿県構想」を中心とした取組等を進めます。

##### (1) 無医地区における医療の確保

へき地医療拠点病院が行う無医地区巡回診療が継続できるよう引き続き支援します。

また、急患発生時においては、渡船業者の船舶をチャーターし、救急隊による患者搬送体制の維持に努めるとともに、ドクターヘリ等を活用した救急医療体制の充実を図ります。

##### (2) 無医地区以外の地区を含む離島振興対策実施地域における医療の充実

国の補助金を活用し、へき地診療所及びへき地医療拠点病院の施設・設備整備や運営費に対する支援を行い、離島に住む住民が安心して医療を受けられる体制を維持します。加えて、一般社団法人高知医療再生機構及び高知大学に設置した高知地域医療支援センターと連携して、へき地医療拠点病院の医師確保に取り組み、へき地医療支援機構の調整による代診医の派遣も活用しながら、離島における医療の後方支援体制の充実を図ります。併せて医師及び看護師などへき地等地域医療の担い手の確保・育成に努め、沖の島の診療体制の維持・存続を支援します。

さらに、天候等により本土から医師が渡れない場合でも安定的に診療が行えるよう、オンライン診療を活用した医療提供体制の充実にも努めます。

救急医療については、渡船業者のチャーター船による患者搬送やドクターヘリ及び防災ヘリの効果的な運用を図るとともに、地元消防団や島民の協力を得ながら安全な救急搬送を行うため、患者搬送訓練を実施するなど実情に応じた患者搬送体制の維持に努めます。

離島における感染症対策については、島内を含めた検査体制及び患者等の搬送体制等、離島に住む住民の健康を守る体制整備を図ります。

### (3) 必要な医療を受ける機会の確保

離島に住む住民の各種健康診査や通院などに伴う費用負担の軽減のため、市営定期船運賃助成制度の継続とともに、国の支援制度等を活用した制度の拡充を検討します。

## 6 介護サービスの確保等

沖の島においては社会福祉法人による生活支援の実施や、鵜来島においては要支援者等に対し訪問型サービスA事業受託者による週1回程度の生活支援サービスを提供する体制を整えているところですが、人口規模や地理的な課題から介護保険サービス事業者は所在しておらず、本土と同様の介護サービスの提供体制が整っていない状況にあります。

今後、介護が必要になった時に円滑にサービスが利用できるように体制を整備していく必要がある一方で、新たな介護保険事業所の参入や島外からの人材確保が困難な状況を踏まえ、中山間地域のホームヘルパー養成への助成などによる島内人材の活用を検討するとともに、遠距離かつ採算性の厳しい中においても現に介護サービスを提供する事業者に対する支援を継続していくことで介護サービスの確保に取り組みます。

## 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進

「日本一の健康長寿県構想」を中心とした取組等を進めます。

### (1) 高齢者等の福祉

沖の島・鵜来島は、高齢化・人口減少が著しく進展しており、今後もますます高齢化が進むことが予測されます。

このような状況を踏まえ、高齢者一人ひとりが健康で自立した生活を送ることができるよう、また、介護が必要となった場合も状態を悪化させないために、介護予防及び重度化防止に重点を置いた体制づくりを支援します。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、一人ひとりが地域の中で「助け合い、支え合い、共に生きる」ことのできる「人に優しい地域づくり」を目指して、身近な地域で高齢者が集まり、趣味活動や健康づくりなどを通じて、高齢者の社会参加の促進や生きがいづくりを目的とした「地域元気クラブ」などの活動の継続を図ります。

さらに、子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もが利用できる支え合いの拠点施設「あったかふれあいセンター」が地域の実情やニーズに対応した支援拠点となるよう、福祉サービスの現状や生活課題を明らかにし、支え合いや生活サービスの仕組みづくりを、地域の方々の参画を得ながら官民協働で進めます。

### (2) 児童福祉

沖の島の認可外保育所において、1歳児から受け入れをしています。今後も子どもを第一に考え、保護者の就労形態や生活実態を十分把握し、安心して子育てができる環境づくりや、多様なニーズに対応する保育サービスの充実に努めます。

## 8 教育及び文化の振興

「高知県教育振興基本計画」を中心とした取組等を進めます。

### (1) 教育の振興

沖の島・鶴来島の教育施設である沖の島小学校、沖の島中学校は、休校期間を経て、現在は小学校、中学校ともに学校を再開していますが、離島における小規模校であり、同世代間の関係性や社会性の育成、スポーツや文化活動が制限を受けるなどの大きな課題があります。

そのため、デジタル技術も活用しながら、授業や学校行事における学校間の交流促進や、地域コミュニティと一体となった学校づくりを進めるとともに、子どもが安心して学校生活を送れるよう、教育環境の整備に取り組みます。

また、小規模校であることや離島という特殊事情を鑑み、教職員の定数、処遇についても配慮します。

さらに、本地域は高校が未設置であり、進学にあたっては本土に居住することとなることから、保護者は住居費等の経済的負担が大きくなっています。そうしたことから、国の支援策の活用などにより、離島における教育費の格差是正を図ります。

### (2) 文化の振興

沖の島・鶴来島においては、後世に伝えたい個性豊かな地域文化に恵まれていることから、地域文化の保存や次世代への継承の取組などについて支援します。

## 9 観光の開発

沖の島・鶴来島は、足摺宇和海国立公園の区域内にあり、豊かな自然が残されています。

その地域資源を活かしたイベントや地場産業と連携した観光メニューを創出しながら滞在交流型観光の推進を図るとともに、自然、歴史、食などの島の持つ魅力を活かし、安全・安心で快適に住み続けられる「しまづくり」の取組を関係団体と連携を図りながら推進し、島を訪れた観光客の満足度を高め、リピーターの定着を目指していく取組を推進します。

また、より多くの観光客の誘致を図れるよう観光・物産イベントへの参加による効果的な観光情報の発信や観光ニーズに応えるよう SNS やホームページなどを活用した情報発信機能の充実に取り組むとともに、来島した観光客の島内移動の利便性の向上のための取組を支援します。

さらに、夏季シーズン等においては、宿泊施設が不足するなど、受け入れ体制においても課題があるため、民泊の推進など受け入れ体制の向上に努めます。

## 10 国内及び国外との交流の促進

沖の島・鶴来島においては、地域住民が主体となって地域資源を活用したイベントを実施しており、そうしたイベントを通じた観光客等との交流の促進や、大学等のインターンシップを

活用した交流の取組など、交流人口の拡大に向けた取組に対して支援を行っていきます。

また、大学や企業、他の地域との日常的な交流を進めることにより、地域の行事や集落の共同作業の担い手などへつなげていく取組を推進します。

交流から二地域居住や定住につながっていくこともあり、地域の受け入れ機運の醸成や人材の育成に努めます。

## 11 自然環境の保全及び再生

足摺宇和海国立公園に位置付けられた豊かな自然は、水産業や観光業、海洋レジャー産業などの根本となっており、現在、沖の島周辺地域でのサンゴ礁の食害生物除去や定期モニタリングによる資源の現状把握調査、サンゴ礁の種苗生産が実施されています。

離島の強みであるすばらしい自然環境を将来にわたって残していくため、このような活動とともに、海岸漂着物の回収やエコツーリズム等の自然環境への影響が少ない適切な利用の促進に努めます。

## 12 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策

東日本大震災以降、エネルギー対策における情勢が大きく変化する中、再生可能エネルギー導入、拡大の重要性がますます高まっています。

離島は四方を海に囲まれ、日照条件が良いところが多く、再生可能エネルギーの導入に適しており、かつ、離島のPRポイントである豊かな自然環境にも適合しています。また、地理的条件等から燃料の価格が本土に比べ割高であることから、海洋エネルギーの利用も含めた再生可能エネルギーの導入に向け情報収集を行うとともに、ガソリン等の価格については関係機関等と連携し、本土との格差是正の推進に努めます。

## 13 災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策

沖の島・鵜来島は、台風の常襲地帯であり、急峻な山が海岸までせまっているなど、災害を受けやすい地域であることから、土砂災害の危険箇所について、治山・砂防・急傾斜地崩壊対策事業等の防災事業を関係機関と連携を図りながら推進していきます。

また、避難・防災拠点漁港としての役割を担う「沖の島漁港」については、安全性や防災機能を高めるための整備を引き続き進めていきます。

なお、沖の島・鵜来島は、離島の持つ地理的条件から大規模災害発生時にはライフラインが途絶する恐れがあり、衛星を活用した通信手段は非常時の通信手段に有効であることから、衛星携帯電話を配備しています。

災害時には、運送・交通手段の途絶による孤立化から生活物資や食料品の不足も懸念されています。

離島においては、流通備蓄の調達も困難であることから、防災備蓄倉庫の整備と併せて島民の防災意識の向上による個人備蓄の推進と公的備蓄の推進に取り組むとともに、防災情報伝達のデジタル化への移行を推進し、通信手段の多様化も検討していきます。

また、関係機関との連携の促進や自主防災組織の組織化・育成により危機管理体制の強化及び地域防災力の向上に努めます。

## 14 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成

今後も人口減少や更なる高齢化が見込まれており、人材の確保や育成が非常に難しい状況となっていることから、地域住民だけでなく UJI ターン者をはじめとする外部からの人材の活用も含め、地域が主体的に取り組む活動や人材の育成を支援します。

## 15 その他の離島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項

離島においては、離島の持つ地理的・社会的な条件などから、本土以上に課題が多くなっています。

その課題解決のためには、離島の実情に応じた施策の実施や各種の要件や規制の緩和などが必要となっていることから、今後も検討を進めるとともに、必要に応じて国等にも要望や提言を行っていく必要があります。

また、魅力的な「しまづくり」を進めるために、住民と行政がそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係団体と連携し、協働して今後も取組を進める必要があります。

## 16 計画の達成状況の評価

離島振興計画に基づいて実施した施策や離島振興対策実施地域の現況等を把握し、県及び市が連携・協力して必要な支援を行います。

# V 産業振興促進事項

法第4条第3項に基づき、産業の振興の促進に関する事項を次のとおり定めます。

## 1 産業の振興を促進する地域

宿毛市沖の島地域（宿毛市沖の島、鶴来島の2島）

## 2 振興すべき業種

製造業、旅館業、農林水産物等販売業

## 3 期間

Iの3に記載のとおり

#### 4 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

##### (1) 産業の振興を促進する上での課題及び課題への対応策

IV 各分野に関する事項の1から15に記載のとおり

##### (2) 関係自治体、事業者等との適切な役割分担及び連携に関する事項

###### 【宿毛市】

経営の安定化、合理化や近代化、地元において起業意欲のある人材の発掘・育成を支援するため、租税特別措置の活用促進、不均一課税などの制度活用に努めていきます。

雇用情勢が厳しい離島地域における雇用創造、産業振興等の取組等を推進し、雇用機会の確保に努めます。

また、離島の持つ地理的な特性から発生する輸送コスト高など、産業振興を妨げる要因に対しては、国の事業の導入などによりその低減を図ります。

さらに、離島での就業を促進するため、本土を拠点としている海洋レジャー産業との連携による島内産業の振興や、恵まれた地域資源を活かした新たな商品開発の取組、また人材の育成などについて支援を行い、島内産業の振興と産業おこしを推進し、就業機会の創出を目指します。

###### 【高知県】

設備投資・雇用促進・産業育成のため、製造業や情報通信業、試験研究施設等の土地の取得等設備投資をする場合に対する補助制度により産業振興を支援します。

また、産業振興のための人材育成の取組として、ビジネスの基礎から応用・実践力まで身につけることのできる研修を実施します。

###### 【その他】

観光については、宿毛市観光協会、沖の島観光協会がPR活動の推進等の取組を行います。

#### 5 目標

##### (1) 設備投資の活発化に関する目標

| 新規設備投資件数（件） |    |
|-------------|----|
| 製造業         | 1件 |
| 旅館業         | 1件 |
| 農林水産物等販売業   | 1件 |

## (2) 雇用・人口に関する目標

| 税制の適用を受けた企業における新規雇用者数（人） |    |
|--------------------------|----|
| 製造業                      | 1人 |
| 旅館業                      | 1人 |
| 農林水産物等販売業                | 1人 |

## 6 評価に関する事項

目標の達成状況について、必要に応じ、計画開始から5年後に中間評価、計画終了時に最終評価を実施します。